

京都大学フィールド科学教育研究センター森林系図書利用内規

(平成15年5月30日センター長裁定)

(平成16年4月1日センター長裁定)

(平成24年7月11日センター長裁定)

(令和4年7月13日センター長裁定)

(通則)

第1条 京都大学フィールド科学教育研究センター（以下「センター」という。）教育研究部の森林生態系部門の図書（以下「森林系図書」という。）の利用については、この内規において定める。

(利用者)

第2条 森林系図書を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) センターに所属する者
- (2) センターで受け入れている学生
- (3) 京都大学（以下「本学」という。）の他の部局に所属する者
- (4) 学外者

(利用時間)

第3条 森林系図書の利用時間は下記のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に該当する者は、フィールド科学教育研究センター森林系図書室（以下「図書室」という。）入室に本学発行の身分証明書による認証を受けるものとし、随時利用できる。
- (2) 第2条第3号及び第4号に該当する者は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(閲覧手続)

第4条 森林系図書を閲覧する場合は、次に掲げる手続を行う。

- (1) 第2条第1号及び第2号に該当する者は、図書室において自由に図書を閲覧できる。
- (2) 第2条第3号及び第4号に該当する者は、事前に図書目録により閲覧する資料を利用申込みのうえ、所定の場所で閲覧利用できる。

(閲覧制限)

第5条 次の各号に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」（以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合、又は森林系研究分野において当該原本が現に使用されている場合

(貸出)

第6条 第2条第1号から第3号の各号に該当する者は、森林系図書の貸出を受ける事ができる。

森林系図書の貸出を受けようとする者は、所定の手続きを経なければならない。

(貸出冊数及び貸出期間)

第7条 森林系図書の貸出冊数及び貸出期間は下記のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に該当する者 10冊以内 1ヶ月以内
- (2) 第2条第3号に該当する者 5冊以内 2週間以内

2 前号の規定にかかわらず、雑誌の貸出期間は1日以内とする。

(転貸の禁止)

第8条 利用中の図書は、いかなる場合であっても転貸してはならない。

(図書の汚損等)

第9条 利用中の図書を汚損若しくは紛失した場合は、直ちにその旨を届け出て、図書委員長の指示に従わなければならない。

(目録及び図書利用内規の開示)

第10条 森林系図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの内規を図書室内に常時備え付けるものとする

(内規違反)

第11条 この内規に違反した者には、森林系図書の利用を禁止することがある。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第12条 図書室は、図書に個人情報(京都大学における個人情報の保護に関する規程(平成17年達示第1号)第2条第1項に規定するものをいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じることがある。

- (1) 施錠可能な設備への別置等物理的な接触の制限
- (2) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、京都大学フィールド科学教育研究センター森林系図書の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成15年5月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年7月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。